

令和3年5月11日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱い等について
(令和3年5月12日以降)

新緑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年5月11日に期限を迎える緊急事態宣言について、このたび、政府により期限の延長が決定されました。本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、学校においては感染防止対策により一層取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進いたします。ご家庭においても、不要不急の外出を自粛する等、改めて感染防止対策にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する出席停止の取扱いについて、このたび変更点はありませんが、下記のとおり、一部留意事項を追記しております。下記留意事項を含め、右記(裏面)一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。なお、各ご家庭におかれましては、毎日の登校園所前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和3年5月12日より実施いたします。

記

幼児児童生徒や同居する家族が「発熱等の風邪症状がある場合」において「症状が消失するまで」を出席停止としていますが、「症状が消失するまで」について、「発熱については、解熱剤を使用せずに、37.4 以下の状態が 24 時間以上続いていること」と明記します。